業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、第七項第一号の雇入れに係る者一人につき、三十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練にあつては、四十万円。以下このイにおいて同じ。）を超えるときは、三十万円）

ロ・ハ　（略）

10・11　（略）

（六十五歳超雇用推進助成金）

第百四条　六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する事業主　同号ロ⑵の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の額又は五十万円のいずれか低い額（当該事業主に対する最初の支給に当たつては、五十万円）の百分の四十五（事業所の労働生産性の向上に資するものとして職業安定局長、厚生労働省雇用環境・均等局長（以下「雇用環境・均等局長」という。）及び厚生労働省人材開発統括官（以下「人材開発統括官」という。）が定める要件（以下「生産性要件」という。）に該当する事業主にあつては、百分の六十）（中小企業事業主にあつては、百分の六十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の七十五））に相当する額

ハ　（略）

（特定求職者雇用開発助成金）

第百十条　（略）

2　特定就職困難者コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれかに該当する六十五歳未満（⑼から⒂までに該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満）の求職者（公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練（その期間が二週間（⑵又は⑶に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたことがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの（以下「職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（特定就職困難者コース助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる（⒂に掲げる者にあつては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる場合に限る。）事業主であること。

⑴～⒂　（略）

ロ～ホ　（略）

二　（略）

3～6　（略）

の運営に要した経費並びに訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、第七項第一号の雇入れに係る者一人につき、三十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練にあつては、四十万円。以下このイにおいて同じ。）を超えるときは、三十万円）

ロ・ハ　（略）

10・11　（略）

（六十五歳超雇用推進助成金）

第百四条　六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する事業主　同号ロ⑵の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の額又は三十万円のいずれか低い額（当該事業主に対する最初の支給に当たつては、三十万円）の百分の四十五（事業所の労働生産性の向上に資するものとして職業安定局長、厚生労働省雇用環境・均等局長（以下「雇用環境・均等局長」という。）及び人材開発統括官が定める要件（以下「生産性要件」という。）に該当する事業主にあつては、百分の六十）（中小企業事業主にあつては、百分の六十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の七十五））に相当する額

ハ　（略）

（特定求職者雇用開発助成金）

第百十条　（略）

2　特定就職困難者コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれかに該当する六十五歳未満（⑼から⒂までに該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満）の求職者（公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練（その期間が二週間（⑵又は⑶に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたことがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの（以下「職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（特定就職困難者コース助成金の支給に関し職業安定局長及び人材開発統括官が定める条件に同意し、職業安定局長及び人材開発統括官が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる（⒂に掲げる者にあつては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる場合に限る。）事業主であること。

⑴～⒂　（略）

ロ～ホ　（略）

二　（略）

3～6　（略）